

令和3年10月25日

川西市議会議長

平岡 譲 様

特別会計決算審査特別委員長

久保 義 孝

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 特別会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和3年10月6日)

## 1. 認定第5号 令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計決算認定について

## 令和2年度決算の概要

歳入決算額	149億2221万7591円
歳出決算額	148億7585万6448円
歳入歳出差引残額	4636万1143円
実質収支額	4636万1143円

(基金積立額と翌年度精算額等を考慮した場合)

9550万4374円)

## 質疑の概要

## 歳入

問 事業全体にコロナ禍の影響がみられる中であって、前年度より7903万253円増の31億7436万3531円の収納額となっている国民健康保険税の現年課税分については、収納率が前年度より0.7ポイント上昇し、93.8%となっている点は評価するものである。

そこで、ペイジーやスマートフォンによるキャッシュレス決済の活用など、当年度中の収納率向上の取り組みの詳細について伺いたい。

答 コロナ禍において接触を避ける目的で加入手続きを極力郵送による対応としたため、窓口で機器を使用したペイジーによる口座振替については、新規申し込み件数に対する割合が前年度は46.2%だったのに対し、当年度は39.6%と低調だったが、調定額に占める口座振替の割合は前年度の57.8%から59.8%に増加している。

また、スマホによるキャッシュレス決済については、当年度の令和3年1月から開始し、3カ月で約193万円を収納しているが、3年度に入ってから半年間で約2500万円を収納しており、コンビニ収納の1割程度に達している状況である。

問 滞納繰越分の収納率が18.0%と、前年度より0.1ポイント低下しているものの、調定額は近年減少傾向にある。そもそも滞納させない早期の取り組みが肝要であると考えますが、当年度はどのような対策を講じたのか伺いたい。

答 令和2年度は滞納者に対する財産調査の件数を前年度の2000件から2500件に増やして対策を強化しており、被保険者の公平性を担保するため「納付できるのに納付しない滞納者」の預金に対して33件の差し押さえを実施している。しかしながら、調査し

ても財産を発見できないケースが多く、担当としては資力のない滞納者が増えてきているものと感じている。

そこで、滞納に対しては早期の取り組みが肝要であると考え、口座振替が不納となり督促状を送付するタイミングで納税呼びかけセンターから電話による納付勧奨を重点的に行ったところである。

問 当年度は税率を引き上げたが、コロナ禍による減免を踏まえた税率の上昇幅や、1人当たりの影響額について伺いたい。

答 今回の税率改定に際しては、平均7.53%増の7324円の改定幅を見込んでいたが、コロナ禍に伴う減免を含めると、結果的には6.43%増の6224円の影響額となった。

問 当年度は賦課限度額も96万円から99万円に引き上げられ、請求資料によると、医療給付費分としては518世帯に対して755万1000円の影響があったことが示されている。限度額については、国は該当世帯割合が1.5%に近づくよう今後も段階的に引き上げる方針だが、本市における限度額到達所得層の現状や世帯割合について伺いたい。

答 保険税額のうち、当年度に引き上げの対象となった医療給付費分は加入者全員が対象であるのに対し、介護納付金分は40～64歳が対象となるため所得のみによる比較は難しいが、800万円弱がラインであると見ており、本市にあっては、割合はまだ2%を超えているという認識である。

問 県補助金の保険給付費等交付金において、保険者努力支援分として、対前年度54万3000円減の5769万9000円を収入しているが、平成29年度の申請誤りにより交付されなかった普通調整交付金の一部に当たる600万円を、令和2年度から3カ年の当該制度により財源確保するとしている中で、この結果を市としてどう捉えているのか。全額確保に係る今後の見通しと併せて市の見解を伺いたい。

答 令和元年度中に保険者努力支援制度による対応方針を示したものの、コロナ禍により予定していた取り組みが困難な状況で、当年度は財源確保には至らなかった。したがって、現在のところ職員人件費の凍結のみが実績となっており、確保分については令和3年度末に補正予算を計上して一般会計から繰り入れる予定としているが、コロナの状況によっては対応方針の見直しも検討する必要があると考えている。

答 申請誤りによる不交付分の補填については、努力者支援制度に係る取り組み状況の結果も見ながら、職員人件費についても対象である管理職員数を精査していくこととなるが、当初から示しているように市民に転嫁しないという市の決意には今後も変更はない。

問 保険者努力支援制度については、特定健診・保健指導の受診率等に対してマイナス評価が導入されるなど評価指標の見直しが図られているが、本市の得点の獲得状況のほか、結果に対する市の評価について伺いたい。

答 交付金の減額は、予防・健康づくりにおける配点割合が高められ、成果指標が拡大されたことが影響しており、取組指標は91.7%獲得しているのに対し、成果指標は9.4%で、合計点の得点率は52%といった状況となっている。

このうち特に、本市は特定健診・特定保健指導、がん・歯周疾患検診、後発医薬品促進の取り組み・使用割合といった指標について得点できておらず、達成率の向上に係る努力が急務であると認識している。

問 当年度では、国民健康保険事業基金から9660万657円を繰り入れ、年度末の基金残高が9億4406万6488円となっており、市が目安としている県に納付する事業費納付金の10%を上回っていることから、この残高に係る市の考えを伺いたい。

答 基金については、今般のコロナ禍のように被保険者の所得が下がり保険税収入の補填に充てなければならないなどの不測の事態に備えて一定額を確保する必要があると考えており、今後も事業費納付金の10%は確保したいと考えている。

#### 歳出

問 決算成果報告書によると、保健事業では、業務委託料558万4000円により、国民健康保険団体連合会が1次チェックしたレセプトの資格確認や縦覧点検を事業者に委託しているとのことだが、詳細について伺いたい。

答 調剤を含めた医科・柔道整復のレセプトについては、国保連合会が1次審査を済ませた後に事業者が2次審査を行うものである。単月で過剰請求がないか再確認するとともに、縦覧点検は複数月を並べた状態で診療が過剰となっていないか点検し、疑義があれば国保連合会を通じて医療機関で確認している。

問 成果報告書によると、糖尿病性腎症重症化予防では、プログラムへの参加者が2名とのことであるが、どのような過程を経て参加に至ったのか伺いたい。

また、脂質異常症重症化予防ではプログラム参加者は5名となっているが、低調とはいえ本市においても当年度は7342人が特定健診を受診し、一般的には糖尿病予備軍が全国に1000万人いると言われる中では過少と感じるが、市の見解を伺いたい。

答 糖尿病性腎症については医師との連携が不可欠であることから、顕性腎症期に該当する207名からがん患者と認知症者を除き、本市医師会所属の医師をかかりつけ医とする方107名について医師会を通じて協力を打診しており、医師と患者の両方から保健

指導に同意いただけたのが2名となったものである。

脂質異常症については、LDLコレステロール値180以上の人を抽出し、123名にリーフレット送付したほか121名に電話勧奨を行い、その結果プログラム参加者は5名となっている。ただし、こちらの事業では医療機関受診につながった点についても評価したいと考えており、約20名が勧奨後に受診しているため、一定効果はあったものと認識している。

問 特定健診受診率については、前年度より2.5ポイント減の32.5%となり、目標値41.1%の未達となったことが課題として成果報告書に示されている。コロナ禍の影響があったものと推測するが、一定の率を確保することが重要であることから、当年度における受診率向上に係る取り組みについて伺いたい。

答 協会けんぼとの連携により土日を含めて出張特定健診会を4回行い、平日に時間を取れない方にも一定受診機会を提供できたものと考えているが、受診者数について想定よりも成果が出なかったと考えている。

また、当年度に出張特定健診と同日開催した乳がん検診を38名が受診されたことも踏まえて、3年度においては、がん検診とのセットのほうが効果的であると考え、複数のがん検診を受診できる形で出張特定健診会を実施している。

問 成果報告書では、ジェネリック医薬品利用率が前年度より2.2ポイント上昇して72.9%となっているが、上昇した要因を伺いたい。また、国の目標値である80%に向けてさらに取り組みを進めるとしているが、今後のどのような取り組みが必要か、市の考えを伺いたい。

答 利用率の上昇は、ジェネリック差額通知や、ジェネリック希望表示付き保険証ケース及びシールの配布といった取り組みが奏功しているものと思われる。また、被保険者の多い都市部は上がりにくい傾向にあることから、目標値をクリアするには、ジェネリックの安全性や金銭的な効果についてさらなる周知に努める必要があると考えている。

問 出産育児一時金については、4116万円の予算額に対して2858万1460円の執行にとどまっているが、その要因について伺いたい。

答 2年度では、当初予算において過去5年間の平均として98件と見込んでいたところ、64件の結果となったものである。当初見込みの段階では、平成27、28年度で100件を超えていたため、このような見込みを立てたが、高齢化に伴い、出産される年代の被保険者自体が減ってきていると推測しており、さらに少子化が進行する中で見込みが過大であったと考えている。

問 成果報告書によると、国保事業におけるコロナ対応として、国保税の徴収猶予を5件、金額にして125万3500円実施したことが示されているが、申請者には全て適用されたのか。

また、5件という結果に対する市の見解を伺いたい。

答 申請者も5件となっており、申請者全てに適用したという結果になっている。これは、徴収猶予の申請を検討される方には滞納により既に分納されている方もいることから、敢えて申請せずそのまま一定額の納付を続けて滞納額を減らすのか、延滞金がコロナ特例で0%となるのをメリットと捉え、一旦納付を停止して今後の納付に備えるのかを納税者が選択された結果であると考えている。

#### 特記事項

請求資料あり（1.消費税の影響額について ほか）

議案質疑資料あり（クレジットカード・コンビニ・スマホによる納付状況について（件数）及び発生する納付者が負担する手数料及び市の負担金額について）

#### 審査結果

原案認定（賛成多数）

## 2. 認定第6号 令和2年度川西市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

#### 令和2年度決算の概要

歳入決算額	35億2316万751円
歳出決算額	34億2940万5920円
歳入歳出差引残額	9375万4831円
実質収支額	9375万4831円

#### 質疑の概要

##### 歳入

問 令和2年度では、兵庫県後期高齢者医療広域連合において保険料率が見直され、均等割額を4万8855円から5万1371円に、所得割率を10.17%から10.49%にそれぞれ改定されており、被保険者数の増と合わせ、保険料については、前年度より1億5708万6472円増の29億4141万7540円となっている。

この保険料については、2年ごとに見直しをされ、制度導入以降、今回6度目の引き上げとなることから、保険料率改定による市民負担の影響が大きいと考えるが、市の見解を伺いたい。

答 保険料率については、診療報酬の改定に合わせて、2年ごとに見直すこととされており、1人当たりの給付費や被保険者数を想定して、医療費全体の額を算出し、そこから公費負担分等を差し引いて残った部分が保険料となる。医療の高度化と被保険者数が増

加する中で、現役世代からの負担という部分がかなり大きくなってきており、その部分  
をある程度抑制するためには、保険料率の増額改定はやむを得ないものと考えている。

問 令和2年度、保険料均等割軽減については、8割軽減から7割軽減に、8.5割軽減  
から7.75割軽減に軽減特例措置の見直しが行われており、年金生活者の負担が限界  
にきていると考えるが、市の見解を伺いたい。

答 均等割軽減の7割軽減については、以前の9割軽減から段階的に本則の7割軽減まで  
引き下げられてきたが、その世帯に対しては、年金生活者支援給付金という形で年金の  
かさ上げ分があるため、その部分で補填できているものと考えている。

問 決算成果報告書によると、当年度は本市の1人当たり給付費が対前年度比4.34%  
減の90万6146円となっている一方で、広域連合の後期高齢者医療給付費準備基金  
で前年度を大きく上回る3億1381万3442円が積み上げられている状況である。  
このことは、給付費の減少により、基金への積み立てが増大しているものと推測でき  
るが、保険料負担軽減に資するため当該準備基金を十分に投入していくことに関する市  
の見解を伺いたい。

答 給付費の減少は、コロナ禍による受診控えなどにより見込みより少なくなったもの  
で、剰余金については基金のほうに積み立てる形になると考えている。この基金につ  
いては、次期保険料改定において増額改定となればその抑制財源に使っていくものと見込  
んでおり、結果的には保険料抑制につながる財源となるものと考えている。

#### 歳出

問 請求資料によると、差し押さえの状況として、14件で203万2685円となっ  
ているが、差し押さえのあり方や生活困窮者への対応状況について伺いたい。

答 預貯金に係る差し押さえ4件については、全額換価して65万8243円を収納して  
いるところであるが、残りの部分については、継続して差し押さえしている状況である。  
また本事業の被保険者については、収入も年金に限られている方もおられるため、慎重  
に状況を確認しながら、差し押さえを行っているところである。

問 決算成果報告書によると、「今後の方向性、見通し」として、令和4年から7年にか  
けては団塊の世代が75歳以上の高齢者となることから、国においては後期高齢者医療  
制度を維持していくための制度の見直しを進めているとされている。

本市の被保険者数は、令和2年度において、前年度比で1%程度と緩やかな伸び率と  
なっているが、今後の見通しについて伺いたい。

<p>答 国と同様に本市においても、被保険者数は右肩上がりで見込んでいるが、令和元年度から3年度については、戦争等の影響により出生数が少ない世代に入っているため緩やかな伸びとなっている。しかしながら、令和4年度からは団塊の世代が後期高齢者医療事業に加入されることから、大幅に増加するものと考えている。</p>
<p>特記事項</p> <p>請求資料あり（1.対象人数について（75歳以上と障害者割合別に）ほか）</p>
<p>審査結果</p> <p>原案認定（賛成多数）</p>

3. 認定第7号 令和2年度川西市介護保険事業特別会計決算認定について

<p>令和2年度決算の概要</p> <table> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>136億5627万1781円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>133億8167万4290円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引残額</td> <td>2億7459万7491円</td> </tr> <tr> <td>翌年度へ繰り越すべき財源</td> <td>1406万7000円</td> </tr> <tr> <td>実質収支額</td> <td>2億6053万491円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（翌年度精算額を加味した実質収支額 3億632万9006円）</p>	歳入決算額	136億5627万1781円	歳出決算額	133億8167万4290円	歳入歳出差引残額	2億7459万7491円	翌年度へ繰り越すべき財源	1406万7000円	実質収支額	2億6053万491円
歳入決算額	136億5627万1781円									
歳出決算額	133億8167万4290円									
歳入歳出差引残額	2億7459万7491円									
翌年度へ繰り越すべき財源	1406万7000円									
実質収支額	2億6053万491円									
<p>質疑の概要</p> <p>歳入</p> <p>問 令和2年度では、介護保険料として27億2369万9640円を収入しており、前年度より5411万5828円減収していることは、令和元年10月の消費税増税への対応として、保険料段階第1段階から第3段階までの被保険者について、保険料の軽減を実施したことによるということであるが、軽減措置の対象人数と影響額について伺いたい。</p> <p>答 低所得者軽減の対象人数は1万5337名で、影響額である軽減額の合計は1億4515万4562円となっている。</p> <p>問 国庫支出金の調整交付金については、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであるが、令和2年度、本市においては、前年度の4.92%と比べ0.4ポイント上昇し、5.32%となっていることから、今後の交付割合の見通しについて伺いたい。</p> <p>答 調整交付金については、市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国が交付するもので、被保険者の所得水準や後期高齢者の全体の高齢者に占める割合等によって算定されることから、本市の場合、今後の人口推計等を勘案すると交付割合は上昇してい</p>										



くものと見込んでいる。

問 国庫支出金において、当年度は新たに介護保険保険者努力支援交付金が2290万6000円収入されているが、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組み等に関する評価指標の達成状況について伺いたい。

答 当該交付金については、財政的インセンティブとして、2562万9000円が交付された保険者機能強化推進交付金と同じ評価指標を使って評価するもので、国が重点的に取り組むべきと考える項目が同交付金の評価項目となっており、満点の870点のうち自立支援や重度化防止に係る配点が780点とその大部分を占めている状況である。

保険者機能強化推進交付金と同じ評価指標を使っているため、評価指標の達成状況もほぼ同様であり、今後の強化すべき項目は共通しており、第8期介護保険事業計画で掲げた取り組み等を実施することにより、点数の向上を目指していきたいと考えている。

問 諸収入の雑入において、平成29年3月に終了している配食サービスの利用料未納金4万5000円が収入されているが、現在の滞納残高や今後の対応等について、伺いたい。

答 現在の滞納人数は5名で、滞納残高は年度末時点で39万4500円となっている。配食サービスの滞納については、対象者の死亡や遠隔地への転出などが多いといった状況にあるため、納付折衝も難しい状況となっており、収納努力を尽くしても、なお収納の見込みがないと判断した時点で債権放棄することになると考えている。

#### 歳出

問 第3項 介護認定審査会費については、当初予算1億2734万円に対して、執行額が9178万3664円と大きく乖離しているが、その要因を伺いたい。

答 新型コロナウイルス感染症の影響により、対象者が入院・入所中の施設などが面会禁止の措置を取られ、認定調査をすることが困難となった場合には、有効期間を12カ月延長することができるという臨時的取り扱いは行われており、それにより延長をした方が1145件となっている。また平成30年度に認定された介護度の有効期間の上限が24カ月から36カ月に延長されており、その方が約2300件となっている。

これら認定調査の減少により、認定調査費の業務委託料が減額となったほか、介護認定審査会費でも認定審査会の開催自体が減少し委員報酬が減額となったことが、乖離の要因となっている。

問 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、介護職就職応援給付金について、当

初、50件分500万円を予算措置されていたものが、8件80万円の実績にとどまった要因について伺いたい。

答 この給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業された方の雇用対策であると同時に、慢性的な人材不足が指摘されている介護サービス事業所の人材確保にもつながるといったことを目的として創設したものである。

この給付対象は、介護業界への新規就労を促すといった観点から、介護保険事業所に直接雇用され、従前の勤務先が介護保険事業所ではなく、3カ月以上の継続的に就労し引き続き勤務する意思があるといった要件を設定しているほか、介護サービス事業所の求人では介護に関する資格をお持ちの方が求められる例が多いといったことなど限定されていることから、実績が低調となったものと考えている。

今後ともさまざまな機会を捉えて、同制度の周知を図り、積極的に利用促進を図っていききたいと考えている。

問 成果報告書によると、一般介護予防事業において、いきいき元気倶楽部の実施回数が大幅に減少しているにも関わらず、きんたくん健幸体操は前年度と同回数を実施され、参加者数も前年度と比べ35人増加して699人になっているが、コロナ禍においての実施状況について伺いたい。

答 令和2年度において、きんたくん健幸体操 転倒予防・いきいき百歳体操編 を実施するに当たっては、コロナ禍において困難を極めたところであるが、自主活動グループの方々が開催可能な時にできるだけ集まって実施しており、その際、地域包括支援センターがそのフォローを行ったところである。

また、当年度の早い段階から各グループを巡回して、リーフレットの配布等によりフレイル予防の重要性について啓発を行ったほか、再開するグループがあると訪問し、感染予防の環境の調整しながら実施したところである。

問 成果報告書によると、一般介護予防事業において、事業の課題として、フレイル予防の重要性等に関して周知・啓発活動の必要性を示されているが、当年度における取り組みはどうか。

答 令和2年度では、フレイル予防について周知するため、2回にわたりチラシを全戸配布しており、その中で、きんたくん健幸体操 転倒予防・いきいき百歳体操編 DVDを無料配布する取り組みを実施したところである。チラシ配布後は市民から好反響が多数あり、希望に応じて郵送等によりDVDを241枚配布したほか、健康相談や運動に結びつくなど、フレイル予防に向けた契機となったと考えている。

問 包括的支援事業の総合相談支援・権利擁護事業において、地域包括支援センターでの虐待相談件数 82 件のうち、9 件が虐待認定件数となっており、前年度の 39 件と比べ大幅に減少しているが、認定後の市の支援の状況等について伺いたい。

答 高齢者虐待に関する支援については、高齢者虐待防止法においても養護者を支援するということが明記されており、被虐待者、虐待者ともに支援をするということで、地域包括センターは活動している。

当年度では 9 件認定しており、1 名は一時的入院により分離しているが、それ以外は養護者への助言や指導、経過観察などを行うなど、ケアマネジャー等も一緒に関わりながら、制度を活用することで介護負担を軽減し、高齢者虐待の解消につながるよう、虐待が終結するまで支援を行っている状況である。

問 新型コロナウイルス感染症に関する対応で、高齢者虐待防止啓発パンフレットを 5000 部作成し、97 万 3500 円支出されているが、配布状況や配布した効果について伺いたい。

答 高齢者虐待の一番の要因は介護負担といったところがあるため、直接相談を受ける窓口等に配布したところである。具体的な配布先としては、地域包括支援センター 7カ所をはじめ、消費生活センター、社会福祉協議会の地区福祉委員、民生委員、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャー、中央地域包括支援センターに計 5000 部を配布した。特にケアマネジャーに関しては、直接相談を受けられることから、市民啓発や虐待の早期発見といったことも重要であるため、研修も行ったところであり、これらの結果、当年度の高齢者虐待の件数は減少している状況であることから、虐待の予防といった点では効果があったものと考えている。

問 議案質疑資料によると、緩和した基準によるサービスの担い手（生活支援サポーター）養成研修の受講者数は 8 人で、修了者は 7 人ということであるが、これまでの修了者のうち就労に結び付いた人数等について伺いたい。

答 生活支援サポーター養成研修については、生活援助に特化した基準緩和型訪問サービスに従事できる資格を取得するための研修となっている。これまでの受講人数は 150 人で、修了者は 128 人となっているが、就労に結び付いた方は 3 名である。なかなか就労に至らないのは、仕事として勤めるにはハードルが高いという考えがあるほか、受け入れをしている事業者数も少ないことが要因であると考えている。

このような状況をふまえ、3 年度には生活支援サポーターの修了者にニュースレターを送付し、求人のある事業者の案内等を始めたところである。

問 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で、地域包括支援センターの取り組みとして、平成30年1月から東谷地区のコンビニエンスストア内に相談窓口を設置しているが、3年目に当たる当該年度の利用状況等について伺いたい。

答 コンビニ内の相談窓口については、東谷地域包括支援センターが東谷全体を網羅することが難しいといったことから、サテライトとして設置したものである。相談件数としては、なかなか増えないが、市立川西病院に近接する立地から、退院後の在宅療養に関する相談が多い状況となっている。

問 成果報告書によると、認知症総合支援事業において、認知症初期集中支援チームの支援ケース数については、前年度より1件減の2件となっており減少傾向にあるが、要因等について伺いたい。

答 認知症初期集中支援チームの支援ケースについては、認知症に関する相談を受けた地域包括支援センターからチームにケースを上げてもらい、初期集中チームで検討するという流れになっており、再度、地域包括支援センターや認知症支援推進員等のチーム員と話し合いの場を持ち、対応できるケース等を共有しながら、ケース数を伸ばせるよう努めていきたいと考えている。なお、初期集中チームのメンバーについては、別に仕事を持ちながら活動している状況であることから、ケースを増やし過ぎることもできない状況である。

#### 特記事項

請求資料あり（1．消費税の影響額について ほか）

議案質疑資料あり（1．基準緩和型サービス（生活支援サポーター）の状況の詳細について（参加人数、参入事業所の市内・市外別事業所数））

#### 審査結果

原案認定（全員賛成）

#### 4．認定第8号 令和2年度川西市用地先行取得事業特別会計決算認定について

##### 令和2年度決算の概要

歳入決算額	6億4083万2253円
歳出決算額	6億4065万7240円
歳入歳出差引残額	17万5013円
翌年度へ繰り越すべき財源	17万5013円
実質収支額	0円

##### 質疑の概要

歳入

問 土地建物貸付収入 302万4448円のうち、261万6000円を収入している錦松台の土地について、契約の更新時期や貸付金額の見直しに関する市の考え方を伺いたい。

答 当該貸し付けについては、平成22年9月14日から契約しており、契約の相手方、市ともに特に疑義がない限りは自動更新することとなっている。また、契約金額については、契約締結以降、路線価が下落傾向にあったため同額となっているが、上昇に転じることがあれば見直しを検討していきたい。

問 土地貸付収入のうち、栄根2丁目202番の2の土地については、前年度と同じ面積にもかかわらず貸付収入が減少しているが、その理由を伺いたい。

答 当該土地については、呉服橋本通り線拡幅事業の進捗に伴い、兵庫県及び兵庫県土地開発公社へ売却するめどが立ち、年間を通じてではなく4月から11月末までの契約としたことから減額となった部分が差異となって表れている。

歳出  
質疑なし

特記事項

請求資料あり（1. 土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについて ほか）

審査結果

原案認定（全員賛成）

5. 認定第9号 令和2年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計決算認定について

令和2年度決算の概要

歳入決算額	10億6022万4276円
歳出決算額	10億6022万4276円
歳入歳出差引残額	0円
実質収支額	0円

質疑の概要

歳入

問 土地区画整理事業については、当年度中に換地処分を行ったことで事業の節目を迎えており、一部清算金の徴収を残すのみとなった。令和2年度では、清算金1780万3826円が収納されているが、分割納付の件数や収納見通しについて伺いたい。

答 徴収清算金については、当年度中に104名の権利者から収納している。このうち3名

が分割で納付いただくことにより、令和7年10月末で完了する予定としており、丁寧な対応を心掛け滞納とならないように取り組んでいきたい。

#### 歳出

問 キセラ川西まちづくり事業で、パークオフィスキセラ丸の開錠・施錠についてはシルバー人材センターに委託しているが、当初予算では145万4000円の業務委託料を計上していたのに対し、75万7000円の支出となっている理由を伺いたい。

答 当初予算では当該業務委託料について1年間の日数分で予算を計上していたが、平日分の開錠・施錠とする運用に業務内容を見直した結果、業務日数が減少したことで委託料が減額となったものである。

問 パークオフィスキセラ丸は、当初年間を通じた開放が予定されていたにもかかわらず、公園がにぎわう土日に開放していない運用となっている。当年度中に土日開放に向けた検討はなかったのか。

答 市民自身が多少の不便を体感することにより、自分たちの手で開放するという機運が高まるよう期待し、キセラ丸を土日は開放していない。この結果、平成31年にキセラ丸のあり方を考える「この指トマレプロジェクト」がキセラ・カフェ参加者の有志によって立ち上げられ、現在も議論を続けていることから、この議論の方向性を注視していきたいと考えている。

問 当年度は8億3026万8979円の市債を償還し、年度末の残高は76億6490万9000円となっているが、償還完了の見通しを伺いたい。また、会計規模約10億円に対して償還金が約8億円であることを考慮すると、事業そのものは縮小してきているが、本会計の今後の取り扱いにかかる検討状況を伺いたい。

答 現在発行している市債の償還は、令和27年度に完了する予定である。

答 当年度に換地処分が終了し、土地区画整理事業についてはめどが立ってきたことから、本会計での事業は非常に限定的になると認識しており、現在は本会計の廃止時期等の検討を進めようとしているところである。

#### 特記事項

請求資料あり（1．キセラ川西PFI事業におけるせせらぎ公園管理運営委託の内容、金額の評価について ほか）

#### 審査結果

原案認定（全員賛成）